

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

平成30年度地域別最低賃金の改定状況(予定)

～ 各地方最低賃金審議会の答申より ～

ご注意ください! 今年度も最低賃金の引上げが予定されています。

都道府県名	最低賃金時間額 (円)	発効予定年月日	都道府県名	最低賃金時間額 (円)	発効予定年月日
北海道	835 (810)	平成30年10月1日	滋 賀	839 (813)	平成30年10月1日
青 森	762 (738)	平成30年10月4日	京 都	882 (856)	平成30年10月1日
岩 手	762 (738)	平成30年10月1日	大 阪	936 (909)	平成30年10月1日
宮 城	798 (772)	平成30年10月1日	兵 庫	871 (844)	平成30年10月1日
秋 田	762 (738)	平成30年10月1日	奈 良	811 (786)	平成30年10月4日
山 形	763 (739)	平成30年10月1日	和歌山	803 (777)	平成30年10月1日
福 島	772 (748)	平成30年10月1日	鳥 取	762 (738)	平成30年10月4日
茨 城	822 (796)	平成30年10月1日	島 根	764 (740)	平成30年10月1日
栃 木	826 (800)	平成30年10月1日	岡 山	807 (781)	平成30年10月1日
群 馬	809 (783)	平成30年10月6日	広 島	844 (818)	平成30年10月1日
埼 玉	898 (871)	平成30年10月1日	山 口	802 (777)	平成30年10月1日
千 葉	895 (868)	平成30年10月1日	徳 島	766 (740)	平成30年10月1日
東 京	985 (958)	平成30年10月1日	香 川	792 (766)	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	平成30年10月1日	愛 媛	764 (739)	平成30年10月1日
新 潟	803 (778)	平成30年10月1日	高 知	762 (737)	平成30年10月5日
富 山	821 (795)	平成30年10月1日	福 岡	814 (789)	平成30年10月1日
石 川	806 (781)	平成30年10月1日	佐 賀	762 (737)	平成30年10月4日
福 井	803 (778)	平成30年10月1日	長 崎	762 (737)	平成30年10月6日
山 梨	810 (784)	平成30年10月3日	熊 本	762 (737)	平成30年10月1日
長 野	821 (795)	平成30年10月1日	大 分	762 (737)	平成30年10月1日
岐 阜	825 (800)	平成30年10月1日	宮 崎	762 (737)	平成30年10月5日
静 岡	858 (832)	平成30年10月3日	鹿児島	761 (737)	平成30年10月1日
愛 知	898 (871)	平成30年10月1日	沖 縄	762 (737)	平成30年10月3日
三 重	846 (820)	平成30年10月1日	全国過重平均額		874 (848)

*かっこ書きは、平成29年度地域別最低賃金額。

*引上げ予定額は、各地方最低賃金審議会の答申に基づくもので、正式決定ではありません。

資料出所

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174622_00001.html